第３号様式（第６条関係）

年　月　日

　様

　阿賀野市長

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付・不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請があった阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）について、下記のとおり決定したので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第６条の規定により通知します。

記

１　決定の内容　　　　　　　交付　・　不交付

　　（交付の場合）

補助金交付額　　金　　　　　　　　　　円

　　（不交付の場合）※補助金は交付しない。

　　　　　　　　　不交付の理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　振込予定日　　　　　　　　年　月　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。

※地方就職支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　振込先金融機関名：

　振込先口座番号（下３桁）：

　振込先口座名義：

（裏面もあります）

（備考）

１　阿賀野市は、要綱第７条の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

　・申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く）

　・申請日から１年以内に阿賀野市に転入しなかった場合：全額

・申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）

・阿賀野市への転入日から３年未満で阿賀野市以外の市区町村に転出した場合：全額

　・阿賀野市への転入日から３年以上５年以内に阿賀野市以外の市区町村に転出した場合：半額

２　阿賀野市は、要綱第９条の規定に基づき、補助金交付事業の効果を確認するため、及び新潟県地方就職学生支援事業（以下「事業」という。）が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　新潟県及び阿賀野市は、事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び阿賀野市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。  
また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |